

建設業における労働災害の発生状況と 墜落・転落災害防止対策の強化について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

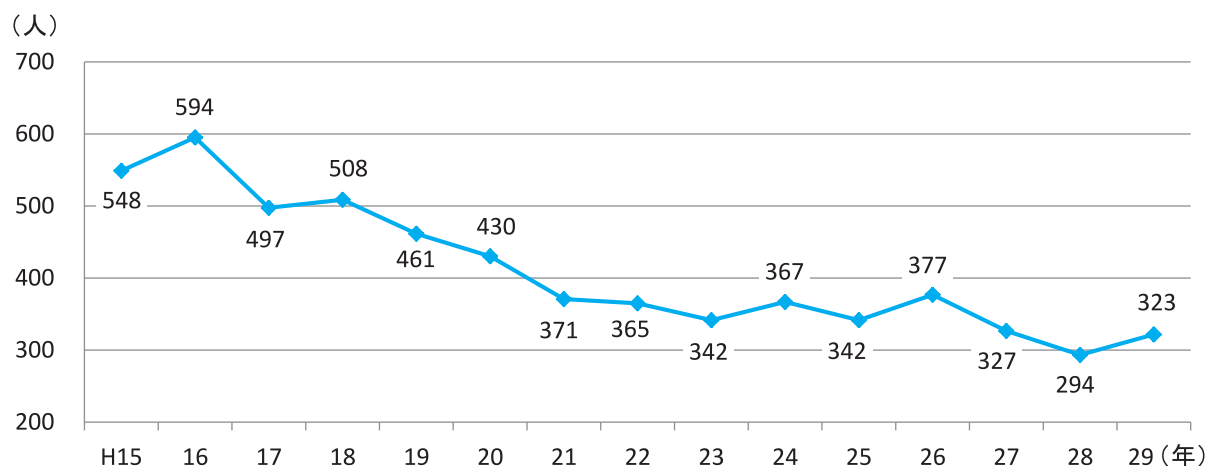
1. 建設業における労働災害の 発生状況等

平成 29 年の建設業における労働災害による死亡者数は 323 人で、前年と比べ 29 人（9.9%）の増加となった。平成 27 年、平成 28 年と 2 年連続で減少し、平成 28 年にははじめて 300 人を下回ったが、平成 29 年は再び 300 人を上回った（図－1）。また、休業 4 日以上死傷者数についても 15,129 人で、前年と比べ 71 人（0.5%）の増加であった。

死亡災害（323 人）について、事故の型別の内訳を見ると、「墜落・転落」が 135 人（41.8%）で全体の 4 割以上を占めており、「交通事故（道路）」

が 50 人（15.5%）、「崩壊・倒壊」、「はさまれ・巻き込まれ」が各 28 人（8.7%）と続いている。また、死傷災害（15,129 人）については、「墜落・転落」が 5,163 人（34.1%）で全体の約 3 分の 1 を占めており、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「飛来・落下」、「切れ・こすれ」がそれぞれ全体の 10% 前後で続いている（図－2、3）。

このような災害発生状況を踏まえ、今年度からの「第 13 次労働災害防止計画」では、建設業を重点業種の一つとし、「死亡者数を 2022 年までに 15% 以上減少させること」を目標とするとともに、重点対策として、墜落・転落災害防止対策の充実強化に係る検討や墜落時の落下距離に応じた適切な保護具（墜落制止用器具）の使用の徹底について掲げている。



図－1 建設業における労働災害（死亡災害）の推移

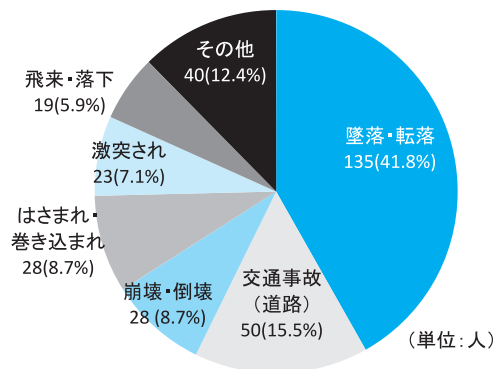


図-2 死亡災害の型別発生状況

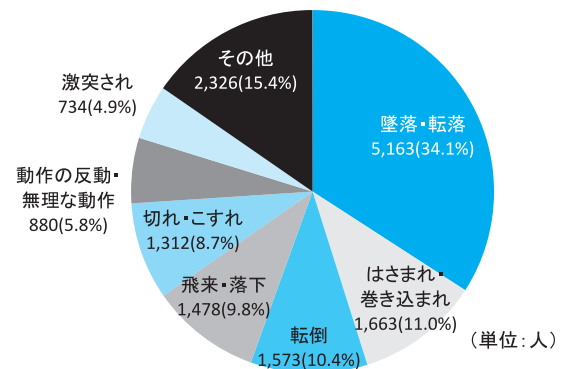


図-3 死傷災害の型別発生状況

2. 墜落制止用器具に関する労働安全衛生法令の改正等について

(今回の改正等のポイント)

- ・「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更
- ・墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則に
- ・安全衛生特別教育が必要に

(1) 改正の背景等

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されている。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されている。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化することを内容とする、労働安全衛生法施行令（安衛令）・労働安全衛生規則（安衛則）・安全衛生特別教育規程（特別教育規程）の改正を本年6月に行った。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインを策定した。なお、墜落制止用器具の構

造規格については、2019（平成31）年1月頃に告示する予定である。

(2) 「墜落制止用器具」への名称変更について（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る）」を「墜落制止用器具」に改める。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められなくなる。

(3) 墜落による危険の防止に関する規定について

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改める。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

(4) 特別教育について

労働安全衛生法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所

表－１ 特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用の方法	2 時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
V 墜落制止用器具の使用の方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）」が追加される。

特別教育の対象となる業務を行う者は、表－１のⅠ～Ⅴの科目（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受講する必要がある（例外として、十分な知識・経験を有すると認められる者については、一部の科目を省略することができる）。

（５）経過措置（猶予期間）について

これらに関する政省令・告示の改正は、図－４のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定である。ここにあるとおり、現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは 2022（平成 34）年 1 月 1 日までとなる。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能								販売可能				×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

図－４ 施行・適用等のタイミングと経過措置の期間について

〔6〕「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」について

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定した。

ガイドラインでは、墜落制止用器具の選定、墜落制止用器具の使用、点検・保守・保管、廃棄基準、特別教育について規定しているが、ここでは、安衛則にもある「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」（要求性能墜落制止用器具）の選定要件について説明する。

要求性能墜落制止用器具の選定要件は以下の3点がある。なお、これらの要件は2019（平成31）年1月に改正される予定の構造規格においても規定される予定である。

〈要件① 6.75 m を超える場所ではフルハーネス型を選定〉

2 m 以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となる。ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75 m 以下）は、胴ベルト型（一本つり）の使用が認められる。

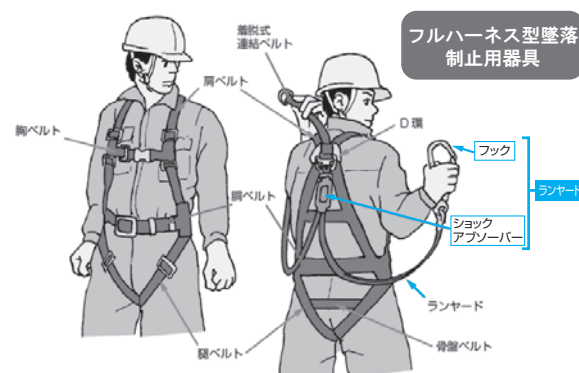
また、フルハーネス型の着用者の地面に到達するおそれを勘案すると、一般的な建設作業の場合は5 m を超える箇所、柱上作業等の場合は2 m 以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨される。なお、柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できず、U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となる。

〈要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定〉

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければならない（85 kg 用又は100 kg 用。特注品を除く）。

〈要件③ ショックアブソーバは、フックの位置によって適切な種別を選択〉

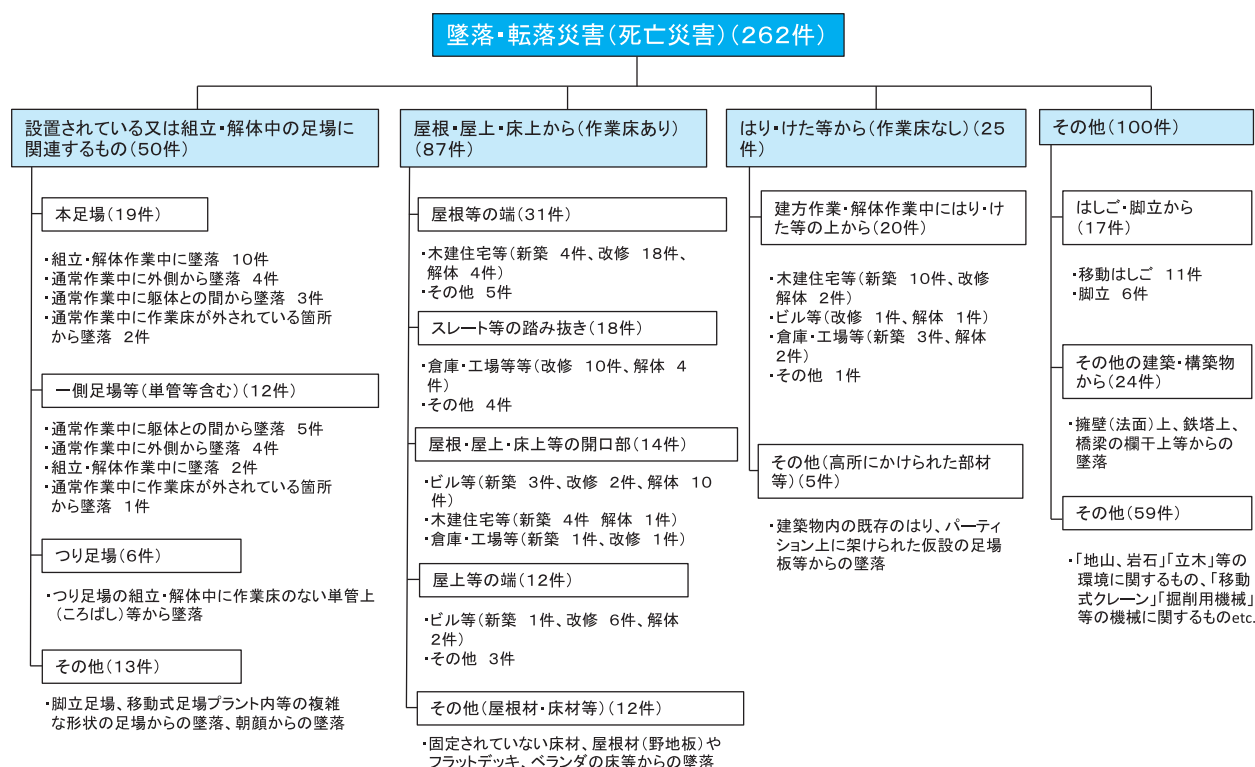
ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければならない（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定する）。



3. 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」について

労働災害の発生状況で述べたとおり、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。昨年施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）に基づき、昨年6月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（基本計画）においても、災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で速やかに実効性のある対策を講ずることとされている。

このようなことを踏まえ、厚生労働省においては、専門家や建設現場の安全に精通した者からなる標記実務者会合を開催し、近年における墜落・転落災害の発生状況や足場に係る墜落防止措置に関する実施状況等を分析・評価した上で、墜落・



図－5 平成27年、28年の建設業における墜落・転落災害(死亡災害)の分析結果(第1回実務者会合資料から)

転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとした。

初回会合は5月31日に開催され、近年の墜落・転落災害による死亡災害の発生状況(図－5)、足場における墜落防止措置の取組状況等について事務局から説明し、足場等からの墜落・転落防止

対策(厚生労働省安全衛生部長通達で示された「より安全な措置」等を含む)のあり方、屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方といった観点を中心に参集者からさまざまな視点からご意見をいただいたところである。本会合は年度内に5回程度開催し取りまとめるとともに、その後、法令改正を含め必要な対応を行っていく予定である。